

大規模災害時における帯広市議会の対応指針

議会は、二元代表制のもと、市の重要な政策、計画及び事業等を決定する権限を持つとともに、執行機関の事務執行を監視し、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

一方、大規模災害が発生したときには、これらの本来的な役割とは別に、地域の安全・安心を守る活動に議員個々が取り組むとともに、市長等の執行機関と連携し、被災者の救援及び市の災害復旧のために、非常事態に即応した役割を果たすことが求められる。

議事・議決機関としての議会が、議員個々の地域での活動により大規模災害などの非常時における役割を果たしながら、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能を速やかに回復し、その維持を図るため、大規模災害が発生したときにおける帯広市議会の対応指針を以下のとおり定める。

1 災害対応の基本方針

議員は、地域の安全・安心を守る活動に取り組みながら、議会として市の災害対応を側面から支援、協力することで、大規模災害からの復旧及び復興の役割を担う。なお、大規模災害時においては、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて冷静かつ的確に対応する。

- (1) 帯広市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速かつ円滑な災害対応に専念できるよう、必要な協力を行うこと。
- (2) 必要に応じ、国、北海道、関係公共機関等に適宜要望活動を行うなど、市の復旧及び復興の取組みを支援すること。

2 議会及び議員の対応方針

大規模災害発生時には、議会は連絡・情報収集体制の確立をいち早く行い、議員は地域の一員として、地域コミュニティ等における助け合い・援助の取組みに尽力する。

(1) 議会の体制構築

各議員との連絡体制とともに、議長を中心とした災害情報収集体制を確立し、市の災害対応への協力など、所要の対応を行う。なお、議長に事故等があるときは副議長がその職務を代理し、議長、副議長ともに事故等があるときは、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、総務常任委員会委員長の順に、その職務を代理する。

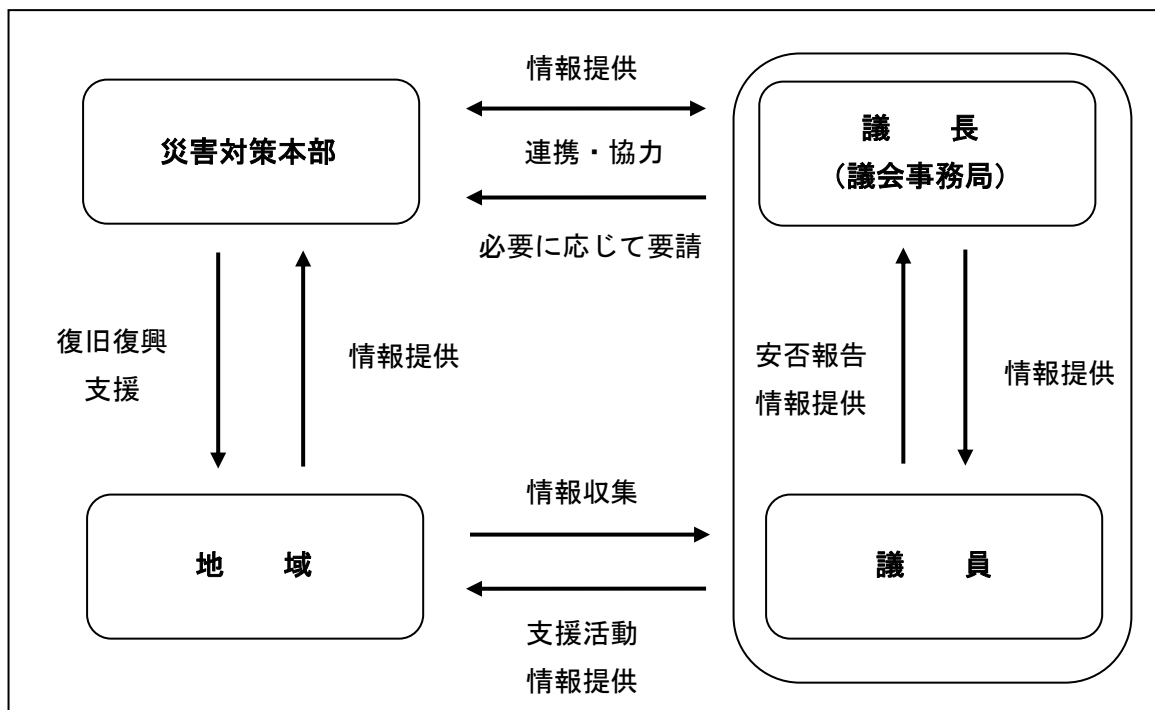
(2) 議員の行動規範

地域の安全・安心を守るため、地域の一員として、地域コミュニティ等における助け合い・援助の取組みが円滑に行われるよう協力する。なお、こうした取組み等を通じ各議員が市に伝えるべきと判断した情報は、人命の確保や被害拡大の恐れなど緊急を要する場合を除き市が災害対応に専念できるよう、議長を中心とした災害情報収集体制に集約する。

3 災害発生時の対応

大規模災害発生時には、「大規模災害時の帯広市議会議員の行動マニュアル」を基本に対応する。なお、対応に係る各役割のイメージについては図1のとおり。また、本対応指針に基づく、時系列に沿った基本的な行動については図2のとおり。発災が本会議（委員会）開催中の場合には、議会事務局職員が直ちに議員の安否確認を行うほか、議員や傍聴者等の避難誘導その他安全確保のために必要に応じて対応する。

【図1】 対応に係る各役割のイメージ



※ 災害対策本部設置により議会事務局職員は、議会事務局長を支援部長、総務課長を支援第1班長とする支援部支援第1班において、必要に応じて各部班への緊急支援業務に携わる。なお、議会事務局長は災害対策本部会議に出席し、情報の収集・提供等を行う。事務局職員は、支援班としての役割を果たすとともに、本対応指針に基づく業務を行う。

4 平常時の備え

日頃から地域の防災訓練や関連のボランティア等に率先して参加し、災害対応に係る地域の特性を認識するなど防災意識の向上に努める。

5 その他

この指針を変更すべき事由が生じたときは、適宜、見直しを行う。

6 施行

この指針は、平成31年3月1日から施行する。

【図2】 対応指針に基づく大規模災害発生後の時系列に沿った基本的な行動

